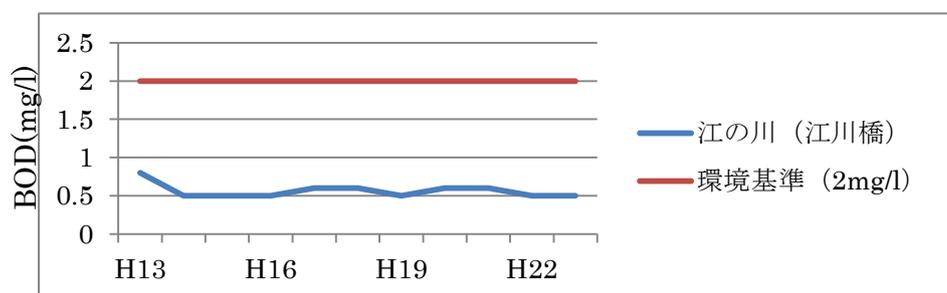
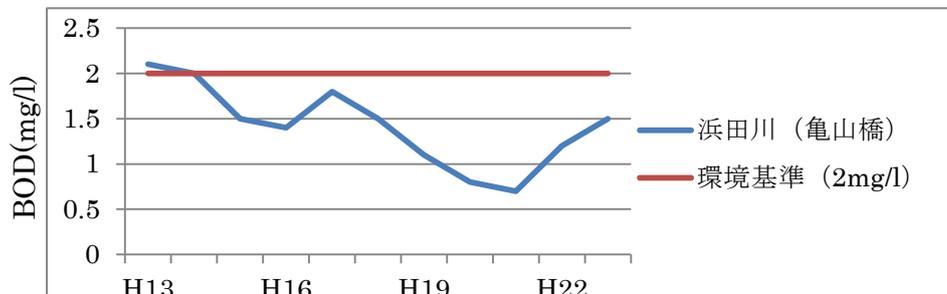


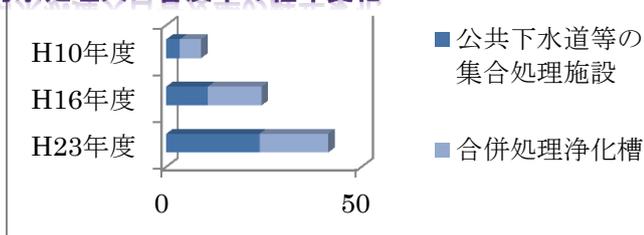
浜田市・江津市の恵まれた水環境を次世代へ残すために...

1. 浜田市・江津市の水環境の状況は・・・

浜田市・江津市は浜田川、江の川、日本海など心安らぐ豊かな水環境を有しています。水質についてみると、汚水処理人口普及率*の増加に伴い、主要河川では概ね環境基準を達成しています。一方で、現在も約 60%の世帯からは生活排水の一部がそのまま放流されており、また BOD*は大幅な改善はみられていません。



汚水処理人口普及率の経年変化



※汚水処理人口普及率

市内人口のうち、合併処理浄化槽や下水道などによりトイレや台所などの生活排水全てを処理可能な区域の人口割合

※BOD

河川における水中の汚れ（有機物など）の程度を示す代表的な指標。数値が大きいほど、水中の汚れが多いことを示します。

生活排水処理施設の種類ごとに家庭から流れる汚れの量は・・・

水環境の汚れの主な原因の一つに生活排水（生活雑排水＋し尿）があり、生活排水の適正処理は水環境を守るうえで最も重要な対策の一つです。下記のとおり下水道や合併処理浄化槽はほとんど汚れを出しません。一方、単独処理浄化槽やくみ取り便所の家庭からは、生活雑排水がそのまま放流されるためかなりの汚れ（合併処理浄化槽の約 7～8 倍の汚れ）が流れ続けています。 合併処理浄化槽や下水道は水環境の保全に貢献していることが分かります。

一人あたりの汚れの量 (BOD/日)	区分	生活排水の処理状況	放流される汚れの量
生活雑排水 (台所、風呂、洗濯 などの排水) 27g	下水道などの 集合処理	生活雑排水・し尿とも管路で集めて処理場で一括処理	0g
	合併処理 浄化槽	生活雑排水・し尿とも個別に処理して放流 (除去率 90%)	4g
し尿 13g	単独処理 浄化槽	生活雑排水は 27g そのまま放流 し尿のみ処理して 5g 放流	32g
合 計: 40g	くみ取り便所	生活雑排水は 27g そのまま放流 し尿はし尿処理場で一括処理	27g



本来、河川・湖沼は自然の浄化能力をもっていますが、私たちがその浄化能力を超えて汚れを流すことで水環境は悪化し、水生生物や清らかな環境が失われていくのです。恵まれた浜田市・江津市の水環境を次世代へ残すためには、汚れをほとんど流さない合併処理浄化槽や下水道などの汚水処理施設の整備促進を含め市民・事業者・行政が一体となり生活排水対策に取り組んでいく必要があります。

3. 恵まれた水環境を守るための取り組みを！！

全てのご家庭

家庭から出る汚れを減らすためにライフスタイルの工夫を！

- ・ 廃食用油や食べ残し、飲み残し、調理くずは流さない
- ・ 食器や鍋などの汚れを紙で拭き取った後に洗う
- ・ 洗剤、石けん、シャンプー、漂白剤などは適量使う
- ・ 米のとぎ汁を植木の水やりに利用
- ・ お風呂の残り湯を洗濯に使う など



単独処理浄化槽またはくみ取り便所のご家庭

合併処理浄化槽や公共下水道等の集合処理施設への早期切り替えを！

単独処理浄化槽または合併処理浄化槽のご家庭

浄化槽の適正な使用と維持管理を！

適正な使用・維持管理が行われないと浄化槽は十分機能せず水質汚濁の原因となります。下水道は県や市が維持管理していますが、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）は、浄化槽の管理者（所有者）自らが責任をもって行わなければなりません。

浄化槽の適正な維持管理には保守点検・清掃・法定検査の連携が不可欠です！

保守点検



機器類の点検・調整・修理、消毒薬補充などを行い、異常や故障を早期発見し浄化槽の機能を維持します。

県知事の登録を受けた業者に委託できます。



浄化槽管理者 指定検査機関
保守点検業者 清掃業者

浜田市・江津市の恵まれた水環境を守るため、使った水をきれいに流しましょう！

清掃



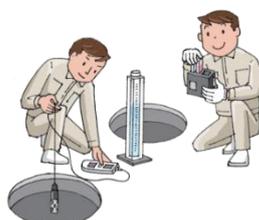
槽内の汚泥の引き抜き、機器類の洗浄などを行い、汚泥流出による悪臭や水質汚濁を防止します。

市長の許可を受けた業者に委託できます。

法定検査

保守点検や清掃が適切に行われ浄化槽が正常に機能しているかを第三者の目で確認する検査です。

「浄化槽の定期健康診断」にあたり、県の指定検査機関（公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター）が行います。



家庭で単独処理浄化槽をお使いの皆様へ

これまで先行して取り組んでいた合併処理浄化槽の法定検査はほぼ皆様が受検して頂けるようになり、現在、単独処理浄化槽の法定検査受検への取り組みも進めています。

受検について、ご理解とご協力をお願いします。